

# 「ふくしま産業復興投資促進特区」のご案内

東日本大震災復興特別区域法に基づき、福島県と県内59市町村が共同申請を行い、平成24年4月20日に認定を受けた「福島県復興推進計画（ふくしま産業復興投資促進特区）」につきましては、復興特区法の一部改正に伴い、令和3年4月1日より、これまでの産業集積区域の一部を特定復興産業集積区域として重点化の上、適用期間が3年間延長されましたのでお知らせします。

※市内の特定復興産業集積区域において、雇用機会の確保に寄与する事業を行う法人や個人事業者の方々は、税制上の特例措置の適用が受けることができます。

## 1. 対象事業及び事業者

ふくしま産業復興投資促進特区にて定められた

- ①特定復興産業集積区域内において、
- ②集積を目指すとした業種のうち、
- ③「ふくしま産業復興投資促進特区」に掲げられた事業を行う法人又は個人事業者が対象となります。

※「特定復興産業集積区域」、「集積を目指すとした業種」については、別掲の資料をご参照ください。

## 2. 税制上の特例措置

### (1) 国税

選択適用

①新規立地促進税制（法第40条）	新規立地新設企業の法人税を実質5年間無税
②事業用設備等に係る特別償却 又は税額控除（法37条）	建物、建物付属設備、構築物、機械装置の投資に係る特別償却・税額控除
③法人税等の特別控除（法38条）	被災雇用者の給与等支給額の10%を税額控除
④研究開発税制の特例等（法39条） ※要件を満たせば上記①～③のいずれかと併用可能	開発研究用減価償却資産の特別償却＋税額控除

### (2) 地方税 ※法37条、法39条、法40条に規定する税制特例の適用を受ける事業者（法人・個人）に限る

県税	①法人・個人事業税 ②不動産取得税	【お問い合わせ先】 いわき地方振興局県税部 電話0246-24-6032又は6033
市税	固定資産税（市課税分）	【お問い合わせ先】 いわき市役所資産税課償却資産係 電話0246-22-7434

### 3. 集積を目指す業種

ふくしま産業復興投資促進特区において取り組むとした「事業内容の柱」と「集積を目指す業種」は次のとおりです。

大分類	分類番号	中分類/小分類	輸送用機械 関連産業	電子機械 関連産業	情報通信 関連産業	医療 関連産業	エネルギー 関連産業	食品・飲料 関連産業	環境・リサイクル 関連産業	地域資源 活用型産業	
E 製造業	9	食料品製造業				★		■			
	10	飲料・たばこ・飼料製造業				★ 小分類105除く		■ 小分類105除く	■ 小分類106に限る		
	11	繊維工業	★	★		★	★			■	
	12	木材、木製品製造業（家具を除く）	★				★		■	■	
	13	家具・装備品製造業					★		■	■	
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業	★			★	★		■	■	
	15	印刷・関連業	★	★		★		★		■	
	16	化学工業	★ 小分類165除く	★ 小分類165除く		■		■ 小分類165除く		■	■ 細分類1624に限る
	17	石油製品・石炭製品製造業	★	★			★	★	■		
	18	プラスチック製品製造業	★	★		★	★	★	■		
	19	ゴム製品製造業	★	★		★	★		■		
	20	なめし革・同製品・毛皮製造業	★	★		★	★			■	
	21	窯業・土石製品製造業	★	★		★	★		■	■	
	22	鉄鋼業	★	★		★	★	★	■		
	23	非鉄金属製造業	★	★		★	★	★	■		
	24	金属製品製造業	★	★		★	★	★	■		
	25	はん用機械器具製造業	★	★		★	★				
	26	生産用機械器具製造業	★	■		★	★	★			
	27	業務用機械器具製造業	★ 小分類274、276除く	★ 小分類274、276除く		■ 小分類276除く		★			
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	★	■		■	■	■			
	29	電気機械器具製造業	★ 細分類2961、2962除く	■ 細分類2961、2962除く		■		■ 小分類296除く			
	30	情報通信機械器具製造業	★	■		★		★			
	31	輸送用機械器具製造業	■								
	32	その他の製造業	★ 小分類323 及び細分類3295に限る				★	★			■
	F 電気・ガス・熱供給・水道業	33	電気業					■ 再エネ、水素、LNG、 IGCCに限る			
		34	ガス業					■ LNGに限る			
		35	熱供給業					■ 水素、LNGに限る			
	G 情報通信業	37	通信業			■					
		39	情報サービス業			■					
		40	インターネット付随サービス業			■					
		41	映像・音声・文字情報制作業（415広告制作業を除く）			★					
	H 運輸業、郵便業	44	道路貨物運送業	★	★		★	★	★	★	★
47		倉庫業	★	★		★	★	★	★	★	
48		運輸に附随するサービス業	★	★		★	★	★	★	★	
50		各種商品卸売業	★			★	★	★	★	★	
I 卸売業、小売業	51	繊維・衣服等卸売業							★	★	
	52	飲食料品卸売業						★			
	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	★	★		★	★		★		
	5329	その他の化学製品卸売業					■ 水素に限る				
	54	機械器具卸売業	★	★ 小分類543に限る		★					
	55	その他の卸売業				★ 小分類552に限る			★	★	
60	その他の小売業					■ 水素に限る					
L 学術研究、専門・技術サービス業	71	学術・開発研究機関	★	★	★	★	★	★	★		
	726	デザイン業	★	★						★	
	73	広告業			★						
	74	技術サービス業	★	★		★	★				
R サービス業 (他に分類されないもの)	882	産業廃棄物処理業					★ 細分類8821、8822に限る				
	90	機械等修理業	★	★		★	★				
	9292	産業用設備洗浄業	★	★		★	★				
	9294	コールセンター業			■						
	9299	他に分類されないその他の事業サービス業					■ 水素充てん業に限る				

■＝特定業種（復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す業種）

★＝主要関連業種（特定業種に関連する業種）

## 4. 税制特例措置の手続きの流れ

(1) いわき市へ指定の申請

指定を受けようとする法人又は個人事業者は、①指定申請書、②指定事業者実施計画書、③指定要件に関する宣言書に、必要書類を添えていわき市へ指定の申請をします。

(2) いわき市による指定書の交付

指定の申請を受けたいわき市は、法令に定める指定要件を満たしていることを確認し、申請者に対して申請を受けた日から原則として1ヶ月以内に「指定書」を交付します。  
※指定された事業者等は指定内容について公表されます。  
また、指定が取り消しとなった場合も同様です。

(3) いわき市へ指定に係る事業の実施状況報告

指定書の交付を受けた事業者等は、事業年度終了後1ヶ月以内に、いわき市へ①復興推進事業に関する実施状況報告書に、必要書類を添えていわき市へ事業の実施状況を報告します。  
※指定を受けた事業者は実施状況報告の提出が義務となります。

(4) いわき市による認定書の交付

事業の実施状況について報告を受けたいわき市は、指定に係る復興推進事業を適切に実施していると認める場合に限り、報告を受けた日から原則として1ヶ月以内に指定事業者へ「認定書」を交付します。

(5) 認定書を添えて税の申告

指定事業者は、交付された「認定書」を添えて、税制上の特例措置に係る確定申告を行います。

**※認定書の交付をもって特例措置を受けられるものではありません。認定とは別に、税務署等による税務上の審査が行われます。**

※申告方法等の詳細については国税庁HPをご覧ください。

## 5. 申請書類等の一覧

区 分	様 式		添 付 書 類	
事業用設備等に係る 特別償却等 (法第37条)	申請時	第2の4	指定申請書	①個人事業者である場合は、住民票の抄本又はこれに準ずるもの ②法人である場合は、定款及び登記事項証明書又はこれに準ずるもの ③その他参考書類（事業概要等を記載したパンフレット等）
		第2の4（別紙）	指定事業者事業実施計画書	
		第2の5	指定要件に関する宣言書	
	認定時	第2の1	復興推進事業に関する実施状況報告書	①前年度の営業報告書等 ②貸借対照表及び損益計算書等
法人税等の特別控除 (法第38条)	申請時	第3の4	指定申請書	①個人事業者である場合は、住民票の抄本又はこれに準ずるもの ②法人である場合は、定款及び登記事項証明書又はこれに準ずるもの ③その他参考書類（事業概要等を記載したパンフレット等）
		第3の4（別紙）	指定事業者事業実施計画書	
		第3の5	指定要件に関する宣言書	
	認定時	第3の1	復興推進事業に関する実施状況報告書	①前年度の営業報告書等 ②貸借対照表及び損益計算書等 ③課税の特例の適用期間における雇用者の給与等支給額 ④雇用者が東日本大震災の被災者であることを証する書類
研究開発税制の特例等 (法第39条)	申請時	第4の4	指定申請書	①個人事業者である場合は、住民票の抄本又はこれに準ずるもの ②法人である場合は、定款及び登記事項証明書又はこれに準ずるもの ③その他参考書類（事業概要等を記載したパンフレット等）
		第4の4（別紙）	指定事業者事業実施計画書	
		第4の5	指定要件に関する宣言書	
	認定時	第4の1	復興推進事業に関する実施状況報告書	①前年度の営業報告書等 ②貸借対照表及び損益計算書等
新規立地促進税制 (法第40条)	申請時	第5の4	指定申請書	①定款及び登記事項証明書又はこれに準ずるもの ②その他参考書類（事業概要等を記載したパンフレット等）
		第5の4（別紙）	指定事業者事業実施計画書	
		第5の5	指定要件に関する宣言書	
	認定時	第5の1	復興推進事業に関する実施状況報告書	①前年度の営業報告書等 ②貸借対照表及び損益計算書等 ③課税の特例の適用期間における雇用者の給与等支給額 ④雇用者が東日本大震災の被災者であることを証する書類

※提出する資料の用紙の大きさは、全て、日本工業規格A列4番としてください。（両面不可）

※各様式への記載方法については、別掲の「記載例」をご参照ください。（様式は市ホームページに掲載しております。）

## 6. 事業用設備等に係る特別償却又は税額控除（法第37条）

### 改正概要

### 法第37条関係

- 機械等に係る特別償却等の特例措置を、対象地域を沿岸地域等（改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内）に重点化した上で、**適用期限を3年延長し、令和6年3月31日までとする。**

### 改正後の特例の内容

- **令和6年3月31日までの間に**、指定を受けた個人事業者又は法人が、特定復興産業集積区域において取得等し事業の用に供した機械・装置及び建物等について、以下の特別償却又は税額控除を適用する。

	特別償却
	R3.4.1～R6.3.31
機械・装置	50%
建物・構築物	25%

選択適用



	税額控除
	R3.4.1～R6.3.31
機械・装置	15%
建物・構築物	8%

※ **改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内に限る。**

※ 特別償却と税額控除は選択適用。

※ 当期の税額20%相当額を限度。なお、20%相当額を超えた部分の金額については、4年間、繰越控除できる。

※ 本特例措置（法37条）、被災者雇用の税額控除（法38条）、新規立地促進税制（法40条）はいずれかの選択適用。

## 7. 法人税等の特別控除（法第38条）

### 改正概要

### 法第38条関係

- 被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特例措置を、対象地域を沿岸地域等（改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内）に重点化した上で、**適用期限を3年延長し、令和6年3月31日までとする。**

### 改正後の特例の内容

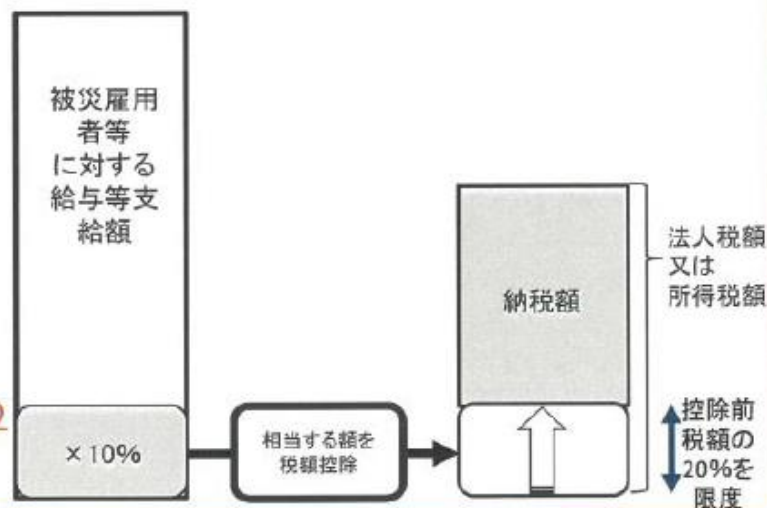
- **令和6年3月31日までの間に、指定を受けた個人事業者又は法人が、指定を受けた日から5年の間の特定復興産業集積区域内の事業所における被災雇用者等<sup>(注)</sup>に対する給与等支給額の10%を、税額の20%を限度として控除できる。**

(注) 雇用されている被災者。被災者は次のいずれか。

- ① 平成23年3月11日時点で特定被災区域内の事業所で勤務していた者
- ② 平成23年3月11日時点で特定被災区域内に居住していた者

指定日	R3.4.1～R6.3.31
税額控除率	10%

※ **改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内に限る。**



※ 本特例措置（法38条）、機械等に係る特別償却等（法37条）、新規立地促進税制（法40条）はいずれかの選択適用。

# 8. 研究開発税制の特例（法第39条）

改正概要

法第39条関係

○ 開発研究用資産に係る特別償却等の特例措置を、対象地域を沿岸地域等（改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内）に重点化した上で、**適用期限を3年延長し、令和6年3月31日までとする。**

改正後の特例の内容

(1) **令和6年3月31日までの間に**、指定を受けた個人事業者又は法人が、特定復興産業集積区域において取得等し、事業の用に供した開発研究用資産について、特別償却ができる。

取得日	R3.4.1～R6.3.31
開発研究用資産の特別償却率	50%（中小企業者等）・34%（中小企業者等以外）

※ 改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内に限る。

(2) (1)の対象となる開発研究用資産の償却費について研究開発税制を適用する場合には、特別試験研究費とみなして税額控除の適用ができる。

(1) 減価償却

(2) 研究開発税制の特例





## 9. 新規立地促進税制（法第40条）

### 改正概要

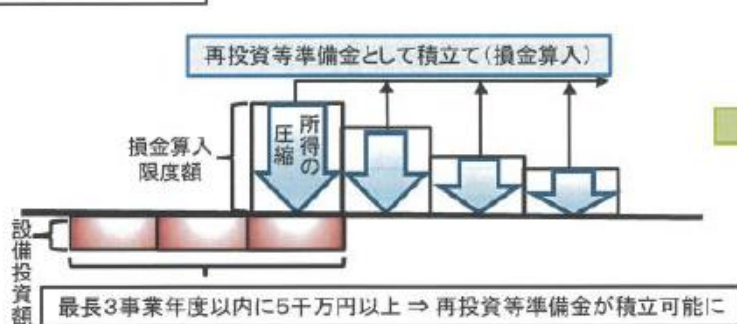
### 法第40条関係

- 新規立地促進税制（再投資等準備金及び特別償却）を、対象地域を沿岸地域等（改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内）に重点化した上で、**適用期限を3年延長し、令和6年3月31日までとする。**

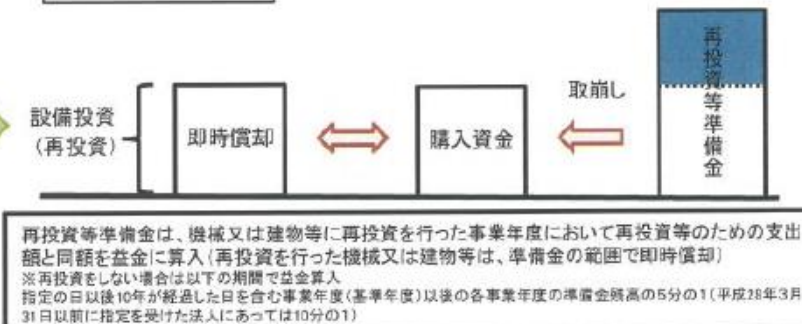
### 改正後の特例の内容

- **令和6年3月31日までの間に指定を受けた特定復興産業集積区域内に本店を有する法人（復興推進計画認定日以降に設立）が、指定の日から同日以後5年が経過する日までの期間内の日を含む各事業年度において、所得金額を限度として再投資等準備金として積み立てたときは、その積立額を損金の額に算入できる。**
- 特定復興産業集積区域内で機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度に即時償却できる。

#### (1) 投資段階



#### (2) 再投資段階



※ **改正後の復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内に限る。**

※本特例措置（法40条）、機械等に係る特別償却等（法37条）、被災者雇用の税額控除（法38条）はいずれかの選択適用。

## 10. 固定資産税（市税）の課税免除

いわき市では、ふくしま産業復興投資促進特区に係る指定を行った個人事業者又は法人（指定事業者等）が、復興推進計画の認定日から令和6年3月31日までの間に新設・増設した資産（施設・設備等）について、固定資産税が新たに課されることとなった年度以降5箇年度分の固定資産税の「課税免除」を実施いたします。

詳しくは、次の窓口へご相談ください。

### 【固定資産税の課税免除に関するお問い合わせ先】

いわき市役所・資産税課・償却資産係

電話：0246-22-7434

### 【固定資産税の課税免除が受けられる資産の要件】

1. ふくしま産業復興投資促進特区に係る指定を受けて、
2. 国税に係る税制特例の適用を受ける指定事業者等が、
3. 認定日以降に取得した、

- ①家屋
- ②償却資産
- ③土地

が、固定資産税の課税免除の対象となります。

※土地については、取得後1年以内に該当家屋の建設着手があったもので、建物の底地部分のみ対象となります。

※課税免除が確定した後に還付されます。

### 【課税免除までの流れ】

①対象資産の取得



②賦課期日（1月1日）



③償却資産の申告（1月31日期限）



④毎年

3月20日までに課税免除を申請



⑤課税免除（還付）

## 11. 申請書等の受付窓口

ふくしま産業復興投資促進特区に係る①指定申請書等、②事業年度終了後の実施状況報告書等の受付窓口は次のとおりです。

### ◆場 所

いわき市役所本庁舎7階 産業創出課内  
(いわき市平字梅本21番地)

### ◆時 間

9:00~17:00  
※土、日、祝日は除く

### ◆お問い合わせ先

0246-22-1244 (特区専用回線)  
0246-22-1198 (FAX)